

第2節 年金資格記録情報を照会した場合

年金資格記録情報を照会した際に、照会結果から実際にどの項目を参照して確認を行えばよいか、具体例に沿って説明していきます。

＜照会対象者の例＞

（対象者） 年金 太郎（32歳・男性）

（現在の加入制度）厚生年金

（状況）

- ・2005（平成17）年4月1日、厚生年金保険被保険者の資格を取得
- ・2015（平成27）年4月1日、国民年金被保険者の資格を取得
- ・2017（平成29）年7月1日、国民年金保険料全額免除に該当
- ・2017（平成29）年9月1日、厚生年金保険被保険者の資格を取得

年金加入記録と国民年金納付状況のイメージ図

年金資格記録情報から読み解いた場合

● 年金加入記録

加入制度	資格取得年月日	資格喪失年月日	加入月数
厚生年金	2005.4.1	2015.4.1	120
国民年金	2015.4.1	2017.9.1	29
厚生年金	2017.9.1		7

国民年金			厚生年金		加入月数 合計	納付月数等 合計
納付済月数	全額免除月数	合計	加入月数 (基金)	納付月数 (基金)		
25	2	27	127 (120)	127 (120)	156	154
加入月数		29				

● 国民年金納付状況（平成29年1月～12月）

年月	H29.1	H29.2	H29.3	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12
制度	国民年金						国民年金免除		厚生年金			
	2015.4.1～ 国民年金資格取得						2017.7.1 全額免除開始		2017.9.1～ 厚生年金資格取得			
納付状況	納付済	納付済	納付済	納付済	未納	未納	全額免除	全額免除				
納付年月日	2017.2.28	2017.3.31	2017.4.30	2017.6.3								

第1 直近の加入記録情報を知りたい場合

例示した対象者（年金 太郎）について、直近の年金の加入記録情報を確認したい場合の照会例をお示しします。

年金資格記録情報で年金の被保険者加入情報の確認をしたい場合は、情報照会結果の「厚生年金加入記録情報」又は「国民年金加入記録情報」の各項目を確認します。

《下記の条件で照会を実施》

（照会対象）特定個人情報番号 64

（照会方法）既定（デフォルト）

照会結果は下図のように表示されます。

<照会結果画面イメージ>

年金資格記録情報		
厚生年金加入記録情報		
厚生年金資格取得年月日	2017-09-01	
厚生年金資格月数情報	7	

※照会結果画面イメージは、説明に不要な部分を除いていますが、本来はここに表示されていない加入記録情報等のデータ項目も表示されることとなります。

年金の加入記録情報

「厚生年金加入記録情報」から、直近の加入記録に関する情報を確認することができます。

① 厚生年金保険

- ・資格取得年月日：2017（平成 29）年 9 月 1 日
- ・厚生年金資格月数情報：7（月）

この照会では、規定（デフォルト）で照会を行い、「厚生年金資格喪失年月日」の項目が表示されていないため、照会日時点の副本情報においても、厚生年金保険を資格喪失しておらず、被保険者期間が続いていることが確認できます。

年金資格記録情報から読み解いた場合

● 年金加入記録

加入制度	資格取得年月日	資格喪失年月日	加入月数
厚生年金	2005.4.1	2015.4.1	120
国民年金	2015.4.1	2017.9.1	29
厚生年金	2017.9.1		7

この部分の内容を読み取ることができます。

国民年金			厚生年金		加入月数 合計	納付月数等 合計
納付済月数	全額免除月数	合計	加入月数 (基金)	納付月数 (基金)		
25	2	27	127 (120)	127 (120)	156	154
加入月数		29				

第2 加入期間や納付月数を知りたい場合

例示した対象者（年金 太郎）について、年金の加入期間や保険料の納付月数等を確認したい場合の照会例をお示しします。

年金資格記録情報で年金の加入期間や保険料の納付月数等を確認したい場合は、情報照会結果の「年金加入期間・納付等月数記録情報」の各項目を確認します。

《下記の条件で照会を実施》

（照会対象）特定個人情報番号 64

（照会方法）既定（デフォルト）

照会結果は下図のように表示されます。

＜照会結果画面イメージ＞

年金資格記録情報		
年金加入期間・納付等月数記録情報		
厚生年金加入月数情報		127
厚生年金納付月数情報		127
厚生年金基金加入月数情報		120
厚生年金基金納付月数情報		120
国民年金加入月数情報		29
国民年金保険料納付月数情報		25
国民年金全額保険料免除月数情報		2
国民年金3／4保険料免除月数情報		0
国民年金半額保険料免除月数情報		0
国民年金1／4保険料免除月数情報		0
国民年金学生納付特例／納付猶予月数情報		0
国民年金産前産後免除月数情報		0
船員保険加入月数情報		0
船員保険納付月数情報		0
共済組合等納付月数情報		0
合算対象月数情報		0
国民年金保険料納付月数等合計情報		27
国民年金・厚生年金・船員保険納付月数等合計情報		154
年金加入月数合計情報		156
年金納付月数等合計情報		154

※照会結果画面イメージは、説明に不要な部分を除いていますが、本来はここに表示されていない加入記録情報等のデータ項目も表示されることとなります。

年金加入期間・納付等月数記録

「年金加入期間・納付等月数記録情報」から、直近の加入記録に関する情報を確認することができます。

厚生年金加入月数情報：127（月）

厚生年金納付月数情報：127（月）

厚生年金基金加入月数情報：120（月）

厚生年金基金納付月数情報：120（月）

国民年金加入月数情報：29（月）

国民年金保険料納付月数情報：25（月）

国民年金全額保険料免除月数情報：2（月）

国民年金保険料納付月数等合計情報：27（月）

国民年金・厚生年金・船員保険納付月数等合計情報：154 月

年金加入月数合計情報：156（月）

年金納付月数等合計情報：154（月）

※年金の受給資格期間を満たしているかどうかの確認を行う場合は、「年金納付月数等合計情報」の月数を確認することとなります。

年金資格記録情報から読み解いた場合

● 年金加入記録

加入制度	資格取得年月日	資格喪失年月日	加入月数
厚生年金	2005.4.1	2015.4.1	120
国民年金	2015.4.1	2017.9.1	29
厚生年金	2017.9.1		7

この部分の内容を読み取ることができます。

国民年金			厚生年金		加入月数 合計	納付月数等 合計
納付済月数	全額免除月数	合計	加入月数 (基金)	納付月数 (基金)		
25	2	27	127 (120)	127 (120)	156	154
加入月数		29				

第3 国民年金保険料の納付記録・免除記録情報を知りたい場合

例示した対象者（年金 太郎）について、平成 29 年 1 月～平成 29 年 12 月における国民年金保険料の納付記録や免除記録の情報を確認したい場合の照会例をお示しします。

年金資格記録情報で国民年金保険料の納付記録や免除記録の情報の確認をしたい場合は、情報照会結果の「国民年金保険料納付記録情報」及び「国民年金免除記録情報」の各項目を確認します。

《下記の条件で照会を実施》

（照会対象）特定個人情報番号 64

（照会方法）範囲指定：平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 1 日

照会結果は下図のように表示されます。

<照会結果画面イメージ>

国民年金保険料納付記録情報

年金資格記録情報		
国民年金保険料納付記録情報		
国民年金保険料納付年度		2017
国民年金保険料納付対象年月		201708
国民年金保険料納付状況コード		Z
国民年金保険料納付記録情報		
国民年金保険料納付年度		2017
国民年金保険料納付対象年月		201707
国民年金保険料納付状況コード		Z
国民年金保険料納付記録情報		
国民年金保険料納付年度		2017
国民年金保険料納付対象年月		201706
国民年金保険料納付状況コード		*
国民年金保険料納付記録情報		
国民年金保険料納付年度		2017
国民年金保険料納付対象年月		201705
国民年金保険料納付状況コード		*
国民年金保険料納付記録情報		
国民年金保険料納付年度		2017
国民年金保険料納付対象年月		201704
国民年金保険料納付状況コード		A
国民年金保険料納付方法情報		現
国民年金保険料納付場所情報		自
国民年金保険料収納年月日		2017-06-03
国民年金保険料納付記録情報		
国民年金保険料納付年度		2016
国民年金保険料納付対象年月		201703
国民年金保険料納付状況コード		A
国民年金保険料納付方法情報		現
国民年金保険料納付場所情報		自
国民年金保険料収納年月日		2017-04-30

年金資格記録情報		
国民年金保険料納付記録情報		
国民年金保険料納付年度		2016
国民年金保険料納付対象年月		201702
国民年金保険料納付状況コード		A
国民年金保険料納付方法情報		現
国民年金保険料納付場所情報		自
国民年金保険料収納年月日		2017-03-31
国民年金保険料納付記録情報		
国民年金保険料納付年度		2016
国民年金保険料納付対象年月		201701
国民年金保険料納付状況コード		A
国民年金保険料納付方法情報		現
国民年金保険料納付場所情報		自
国民年金保険料収納年月日		2017-02-28

国民年金免除記録情報

年金資格記録情報		
国民年金免除記録情報		
国民年金保険料免除該当・申請年月日		2017-07-01
国民年金保険料免除開始年月		201707
国民年金保険料免除終了年月		201708
国民年金保険料免除種別情報		全

※照会結果画面イメージは、説明に不要な部分を除いていますが、本来はここに表示されていない加入記録情報等のデータ項目も表示されることとなります。

納付記録情報

「国民年金保険料納付記録情報」から、国民年金保険料の納付に関する情報を確認することができます。

- 2017（平成 29）年 1 月
国民年金保険料納付状況コード：A（定額納付）
国民年金保険料納付方法情報：現（現金納付）
国民年金保険料納付場所情報：自（自納付場所）
国民年金保険料収納年月日：2017（平成 29）年 2 月 28 日
- 2017（平成 29）年 2 月
国民年金保険料納付状況コード：A（定額納付）
国民年金保険料納付方法情報：現（現金納付）
国民年金保険料納付場所情報：自（自納付場所）
国民年金保険料収納年月日：2017（平成 29）年 3 月 31 日
- 2017（平成 29）年 3 月
国民年金保険料納付状況コード：A（定額納付）
国民年金保険料納付方法情報：現（現金納付）
国民年金保険料納付場所情報：自（自納付場所）
国民年金保険料収納年月日：2017（平成 29）年 4 月 30 日
- 2017（平成 29）年 4 月
国民年金保険料納付状況コード：A（定額納付）
国民年金保険料納付方法情報：現（現金納付）
国民年金保険料納付場所情報：自（自納付場所）
国民年金保険料収納年月日：2017（平成 29）年 6 月 3 日
- 2017（平成 29）年 5 月
国民年金保険料納付状況コード：*（未納）
- 2017（平成 29）年 6 月
国民年金保険料納付状況コード：*（未納）
- 2017（平成 29）年 7 月～8 月
国民年金保険料納付状況コード：Z（全額免除）

年金資格記録情報から読み解いた場合

● 国民年金納付状況（平成29年1月～12月）

年月	H29.1	H29.2	H29.3	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12
制度	国民年金						国民年金免除		厚生年金			
	2015.4.1～ 国民年金資格取得						2017.7.1 全額免除開始		2017.9.1～ 厚生年金資格取得			
納付状況	納付済	納付済	納付済	納付済	未納	未納	全額免除	全額免除				
納付年月日	2017.2.28	2017.3.31	2017.4.30	2017.6.3								

この部分の内容を読み取ることができます。

免除記録情報

「国民年金免除記録情報」から、国民年金保険料の免除に関する情報を確認することができます。

国民年金保険料免除該当・申請年月日：2017（平成 29）年 7 月 1 日

国民年金保険料免除開始年月：2017（平成 29）年 7 月

国民年金保険料免除終了年月：2017（平成 29）年 8 月

国民年金保険料免除種別情報：全（全額免除）

年金資格記録情報から読み解いた場合												
● 国民年金納付状況（平成29年1月～12月）												
年月	H29.1	H29.2	H29.3	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12
制度	国民年金						国民年金免除		厚生年金			
	2015.4.1～ 国民年金資格取得						2017.7.1 全額免除開始		2017.9.1～ 厚生年金資格取得			
納付状況	納付済	納付済	納付済	納付済	未納	未納	全額免除	全額免除				
納付年月日	2017.2.28	2017.3.31	2017.4.30	2017.6.3								

この部分の内容を読み取ることができます。

第3節 日本年金機構が送付している書類に記載された内容と同様の内容を確認したい場合

機構から情報提供を行う各種データ項目において、現在機構から年金受給者等へ送付している年金証書や通知書と同等の内容の一部分を、照会結果から確認することができます。

この節では、これまで各種申請手続等において、年金受給者等に添付を求めていた通知等の書類を、情報照会の照会結果から内容を読み取ることができるよう、代表的な通知等と情報照会結果のイメージを照らし合わせて説明します。

※通知や照会結果のイメージにおける内容や数値は、説明における例示であるため、実際のものとは異なる場合があります。

第1 年金証書と同様の内容を知りたい場合

年金証書は、年金の裁定請求をした受給権者の方へ、年金の裁定（決定）が行われた場合に、その受給する年金の受給権の内容や年金額についてお知らせするものです。通常、機構へ裁定請求書を提出してから2～3か月程度で年金受給者に送付されます。年金証書は年金の種類ごとに新規裁定時にのみ送付され、それ以降の年金額改定時には通知等でお知らせします。

〈年金証書〉

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 年齢 基礎年金番号 1234-567890 年金コード 1150

受給権者の氏名 年金 太郎

本照会の日 昭和28年 4月 5日 支給額を改定した年月 平成30年 4月

上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による年金給付を行うことに決定したことを証します。

平成**年**月**日 厚生労働大臣

I 厚生年金保険 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文 年齢 厚生年金 厚生年金保険法 第 条の 号

2. 年金の内訳

支払開始年月	基本となる年金額(円)	加算額(円)	繰上げ・繰下げによる減額(円)	支給停止額(円)	年金額(円)
30年5月	1,000,000	224,300	0	50,000	1,174,300
支給停止理由					

3. 加入期間の内訳

加入期間	月数
①厚生年金保険の加入期間	月
②厚生年金保険の脱退加算期間	月
③脱退後の脱退加算期間	月
④脱退後の脱退加算期間	月
⑤脱退後の脱退加算期間	月
⑥脱退後の脱退加算期間	月
⑦脱退後の脱退加算期間	月
⑧脱退後の脱退加算期間	月
⑨脱退後の脱退加算期間	月
⑩脱退後の脱退加算期間	月
⑪脱退後の脱退加算期間	月
⑫脱退後の脱退加算期間	月
⑬脱退後の脱退加算期間	月
⑭脱退後の脱退加算期間	月
⑮脱退後の脱退加算期間	月
⑯脱退後の脱退加算期間	月
⑰脱退後の脱退加算期間	月
⑱脱退後の脱退加算期間	月
⑲脱退後の脱退加算期間	月
⑳脱退後の脱退加算期間	月
㉑脱退後の脱退加算期間	月
㉒脱退後の脱退加算期間	月
㉓脱退後の脱退加算期間	月
㉔脱退後の脱退加算期間	月
㉕脱退後の脱退加算期間	月
㉖脱退後の脱退加算期間	月
㉗脱退後の脱退加算期間	月
㉘脱退後の脱退加算期間	月
㉙脱退後の脱退加算期間	月
㉚脱退後の脱退加算期間	月
㉛脱退後の脱退加算期間	月
㉜脱退後の脱退加算期間	月
㉝脱退後の脱退加算期間	月
㉞脱退後の脱退加算期間	月
㉟脱退後の脱退加算期間	月
㊱脱退後の脱退加算期間	月
㊲脱退後の脱退加算期間	月
㊳脱退後の脱退加算期間	月
㊴脱退後の脱退加算期間	月
㊵脱退後の脱退加算期間	月
㊶脱退後の脱退加算期間	月
㊷脱退後の脱退加算期間	月
㊸脱退後の脱退加算期間	月
㊹脱退後の脱退加算期間	月
㊺脱退後の脱退加算期間	月
㊻脱退後の脱退加算期間	月
㊼脱退後の脱退加算期間	月
㊽脱退後の脱退加算期間	月
㊾脱退後の脱退加算期間	月
㊿脱退後の脱退加算期間	月

4. 加給年金額決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 年齢 基礎年金 国民年金法 第 条の 号

2. 年金の内訳

支払開始年月	基本となる年金額(円)	加算額(円)	繰上げ・繰下げによる減額(円)	支給停止額(円)	年金額(円)
30年5月	799,300	0	0	0	799,300
支給停止理由					

3. 年金の計算の基礎となった厚生年金保険法第11条第1項第1号の期間

国民年金の加入期間	月数
①国民年金の加入期間	月
②国民年金の加入期間	月
③国民年金の加入期間	月
④国民年金の加入期間	月
⑤国民年金の加入期間	月
⑥国民年金の加入期間	月
⑦国民年金の加入期間	月
⑧国民年金の加入期間	月
⑨国民年金の加入期間	月
⑩国民年金の加入期間	月
⑪国民年金の加入期間	月
⑫国民年金の加入期間	月
⑬国民年金の加入期間	月
⑭国民年金の加入期間	月
⑮国民年金の加入期間	月
⑯国民年金の加入期間	月
⑰国民年金の加入期間	月
⑱国民年金の加入期間	月
⑲国民年金の加入期間	月
⑳国民年金の加入期間	月
㉑国民年金の加入期間	月
㉒国民年金の加入期間	月
㉓国民年金の加入期間	月
㉔国民年金の加入期間	月
㉕国民年金の加入期間	月
㉖国民年金の加入期間	月
㉗国民年金の加入期間	月
㉘国民年金の加入期間	月
㉙国民年金の加入期間	月
㉚国民年金の加入期間	月
㉛国民年金の加入期間	月
㉜国民年金の加入期間	月
㉝国民年金の加入期間	月
㉞国民年金の加入期間	月
㉟国民年金の加入期間	月
㊱国民年金の加入期間	月
㊲国民年金の加入期間	月
㊳国民年金の加入期間	月
㊴国民年金の加入期間	月
㊵国民年金の加入期間	月
㊶国民年金の加入期間	月
㊷国民年金の加入期間	月
㊸国民年金の加入期間	月
㊹国民年金の加入期間	月
㊺国民年金の加入期間	月
㊻国民年金の加入期間	月
㊼国民年金の加入期間	月
㊽国民年金の加入期間	月
㊾国民年金の加入期間	月
㊿国民年金の加入期間	月

4. 障害基礎年金の障害認定

障害の等級	第1号	第2号
障害の等級	1	2
障害の等級	3	4
障害の等級	5	6
障害の等級	7	8
障害の等級	9	10
障害の等級	11	12
障害の等級	13	14
障害の等級	15	16
障害の等級	17	18
障害の等級	19	20
障害の等級	21	22
障害の等級	23	24
障害の等級	25	26
障害の等級	27	28
障害の等級	29	30
障害の等級	31	32
障害の等級	33	34
障害の等級	35	36
障害の等級	37	38
障害の等級	39	40
障害の等級	41	42
障害の等級	43	44
障害の等級	45	46
障害の等級	47	48
障害の等級	49	50
障害の等級	51	52
障害の等級	53	54
障害の等級	55	56
障害の等級	57	58
障害の等級	59	60
障害の等級	61	62
障害の等級	63	64
障害の等級	65	66
障害の等級	67	68
障害の等級	69	70
障害の等級	71	72
障害の等級	73	74
障害の等級	75	76
障害の等級	77	78
障害の等級	79	80
障害の等級	81	82
障害の等級	83	84
障害の等級	85	86
障害の等級	87	88
障害の等級	89	90
障害の等級	91	92
障害の等級	93	94
障害の等級	95	96
障害の等級	97	98
障害の等級	99	100

〈情報照会結果のイメージ〉

年金給付情報	
年金の種類(年金コード)	1150
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
年金決定年月日	2018-05-15
受給権発生年月日	2018-04-05
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
年金決定年月日	2018-05-15
受給権発生年月日	2018-04-05
年金支給停止理由コード(その1)	01
年金支給停止開始年月(その1)	201805
直近年金支給額変更理由コードA	98
直近年金支給額変更理由コードB	00
初回年金支払年月日	2018-06-15
年金基本情報	
年金支給開始年月日	2018-05-01
年金支給額決定変更理由コードA	98
年金支給額決定変更理由コードB	00
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給停止額情報(国民年金)	779300
年金支給停止額情報(付加年金)	0
年金支給額情報(付加年金)	20000
子の加給年金額情報(厚生年金)	0
配偶者加給年金額情報(厚生年金)	224300
年金支給停止額情報(厚生年金)	50000
年金支給額情報(厚生年金)	1174300
年金支払情報	
年金支払年月日	2018-06-15
年金支払額情報	328933
所得税額情報	0
介護保険料額情報	0
国民健康保険料額情報	0
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税情報	

年金給付情報	
年金の種類(年金コード)	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
年金決定年月日	2018-04-01
受給権発生年月日	2018-01-01
有期固定年数	3
認定年	2018
障害初診年月日	2016-07-01
障害等級コード	1
障害年金決定原因コード	01
障害傷病名コード(その1)	08
障害診断書コード(その1)	1

	年金証書の項目	データ項目	説明
厚生年金保険			
①	支払開始年月	受給権発生年月日	支払開始年月に記載された月分から年金が支払われます。支払開始年月は受給権発生日の属する月の翌月となります。
②	加給年金額 または加算額	配偶者加給年金額情報 子の加給年金額情報 寡婦加算額情報	配偶者加給金及び子の加給年金額を表示します。 データ項目に配偶者加給金額情報と子の加給金額情報の両方が表示されている場合は合算した金額となります。 遺族年金の場合は、寡婦加算額を表示します。
③	支給停止額	年金支給停止額情報	支給停止される金額を表示します。
④	年金額	年金支給額情報	年金の基本額に加給金等の加算を加え、支給停止額を差し引いた厚生年金の年金額を表示します。
⑤	支給停止理由	年金支給停止理由コード	年金が支給停止されている理由を表示します。 ※コード値の詳細については、停止理由コード一覧表（別添2）を参照してください。
⑥	支給停止期間	年金支給停止開始年月 年金支給停止終了年月	年金が支給停止される期間を表示します。 支給停止期間が継続している場合は、年金支給停止開始年月のみの表示となり、年金支給停止終了年月は表示されません。
国民年金（基礎年金）			
⑦	支払開始年月	受給権発生年月日	支払開始年月に記載された月分から年金が支払われます。支払開始年月は受給権発生日の属する月の翌月となります。
⑧	加算額	子の加給年金額情報	子の加算額が支給されている場合に加算額を表示します。
⑨	支給停止額	年金支給停止額情報	支給停止される金額を表示します。 データ項目に年金支給停止額情報（国民年金）と年金支給停止額情報（付加年金）の両方が表示されている場合は合算した金額となります。
⑩	年金額	年金支給額情報	年金の基本額に振替加算等の加算を加え、支給停止額を差し引いた国民年金（基礎年金）の金額を表示します。 データ項目に年金支給額情報（国民年金）と年金支給額情報（付加年金）の両方が表示されている場合は合算した金額となります。
⑪	支給停止理由	年金支給停止理由コード	年金が支給停止されている理由を表示します。 ※コード値の詳細については、停止理由コード一覧表（別添2）を参照してください。

	年金証書の項目	データ項目	説明
⑫	支給停止期間	年金支給停止開始年月 年金支給停止終了年月	年金が支給停止される期間を表示します。 支給停止期間が継続している場合は、年金支給停止開始年月のみの表示となり、年金支給停止終了年月は表示されません。
障害基礎年金の障害状況			
⑬	障害の等級	障害等級コード 障害年金決定原因コード	障害等級コードから各年金法に定める障害年金の「等級」、障害年金決定原因コードから障害の状態である「号」を表示します。
⑭	診断書の種類	障害診断書コード	障害の現状に関する届出等をする場合の診断書の提出の要否及びその種類を数字で表示します。 ※コード値の詳細については、障害診断書コード一覧表（別添7）を参照してください。
⑮	次回診断書提出年月	有期固定年数 認定年	有期固定年数は診断書を提出するサイクルとなる年数を、認定年は有期固定年数が認定された直近の年を西暦で表示します。 次回診断書提出年月は、このサイクルの一番近い年の誕生月となります。

※ 年金証書には、受給権発生時点の情報を記載しています。したがって、受給権発生後に年金額が改定された場合は、情報照会時の照会結果と年金証書の内容が異なることとなります。

第2 年金決定通知書・支給額変更通知書と同様の内容を知りたい場合

年金決定通知書・支給額変更通知書は、65歳到達により年金額の改定が行われた場合や加給年金額や加算額の開始・終了、障害年金の等級が変更された場合等に、変更後の年金額や変更となった理由についてお知らせするものです。

〈年金決定通知書・支給額変更通知書〉

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください。)

年金の種類	基礎年金番号・年金コード
① 老齢基礎・老齢厚生 年金	② 1234-567890・1150

合計年金額
【(A)〇〇厚生年金+(B)〇〇国民年金(基礎年金)】 ③ 1,973,600 円 (今後、何月にお支払いする年金額は左の表の枠内の金額になります。)

【(A) 厚生年金】

項目	基本となる年金額 (年額) (円)	加給年金額 または加算額 (年額) (円)	支給停止額 (年額) (円)	年金額 (年額) (円)
	1,000,000	⑥ 224,300	⑦ 50,000	⑧ 1,174,300

「年金時効特例法」に該当する場合を除き、平成〇〇年〇〇月以前の年金は、時効消滅によりお支払いはありません。

【(B) 国民年金(基礎年金)】

項目	基本となる年金額 (年額) (円)	加給年金額 または加算額 (年額) (円)	支給停止額 (年額) (円)	年金額 (年額) (円)
	799,300	⑨ 0	⑩ 0	⑪ 799,300

「年金時効特例法」に該当する場合を除き、平成〇〇年〇〇月以前の年金は、時効消滅によりお支払いはありません。

【障害基礎・障害厚生年金の障害の状況】

障害の等級	④ 1級	次回診断書提出年月	平成33年4月	診断書の提出	⑤ 1
-------	------	-----------	---------	--------	-----

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求をすることができます。また、その決定に不服があるときは、決定書の送達の日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省)に審査請求をすることができます。なお、この決定の取消の請求は、審査会請求の審査を経た後でないと、提起できませんが、審査会請求があった日から3か月を経過しても決定がないときや、決定の取消等による害い被害を避けるための緊急の必要があるときは、職権を行使して提起することができます。この請求は、最終の決定を待たずに提起することができます。ただし、提起後として、最終の決定から1年を経過すると請求を提起できません。

〈情報照会結果のイメージ〉

年金給付情報

年金の種類【年金コード】	1150
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
年金決定年月日	2018-05-15
受給権発生年月日	2018-04-05
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
年金決定年月日	2018-05-15
受給権発生年月日	2018-04-05
年金支給停止理由コード(その1)	01
年金支給停止開始年月(その1)	201805
直近年金支給額変更理由コードA	65
直近年金支給額変更理由コードB	01
初回年金支払年月日	2018-06-15
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-05-01
年金支給額決定変更理由コードA	65
年金支給額決定変更理由コードB	01
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給額情報(国民年金)	779300
年金支給停止額情報(付加年金)	0
年金支給額情報(付加年金)	20000
子の加給年金額情報(厚生年金)	0
配偶者加給年金額情報(厚生年金)	224300
年金支給停止額情報(厚生年金)	50000
年金支給額情報(厚生年金)	1174300

年金給付情報

年金の種類【年金コード】	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
年金決定年月日	2018-04-01
受給権発生年月日	2018-01-01
有期固定年数	3
認定年	2018
障害初診年月日	2016-07-01
障害等級コード	1
障害年金決定原因コード	01
障害傷病名コード(その1)	08
障害診断書コード(その1)	1

	年金決定通知書・支給額変更通知書の項目	データ項目	説明
①	年金の種類	年金の種類（年金コード）	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、年金コード一覧表（別添1）を参照してください。
②	基礎年金番号・年金コード	基礎年金番号 年金の種類（年金コード）	対象者の基礎年金番号及び年金コードを表示します。
③	合計年金額	－	厚生年金と国民年金（基礎年金）の年金額の合計を表示します。 データ項目の年金額（厚生年金）と年金額（国民年金（基礎年金））を合計することで確認することができます。
障害基礎・障害厚生年金の障害の状況			
④	障害の等級	障害等級コード 障害年金決定原因コード	障害等級コードから各年金法に定める障害年金の「等級」、障害年金決定原因コードから障害の状態である「号」を表示します。
⑤	次回診断書提出年月	有期固定年数 認定年	有期固定年数は診断書を提出するサイクルとなる年数を、認定年は有期固定年数が認定された直近の年を西暦で表示します。 次回診断書提出年月は、このサイクルの一番近い年の誕生月となります。
⑥	診断書の種類	障害診断書コード	障害の現状に関する届出等をする場合の診断書の提出の要否及びその種類を数字で表示します。 ※コード値の詳細については、障害診断書コード一覧表（別添7）を参照してください。
厚生年金			
⑥	加給年金額 または加算額	配偶者加給金額情報 子の加給金額情報 寡婦加算額情報	配偶者加給金及び子の加給年金額を表示します。 データ項目に配偶者加給金額情報と子の加給金額情報の両方が表示されている場合は合算した金額となります。 遺族年金の場合は、寡婦加算額を表示します。
⑦	支給停止額	年金支給停止額情報	支給停止される金額を表示します。
⑧	年金額	年金支給額情報	年金の基本額に加給金等の加算を加え、支給停止額を差し引いた厚生年金の年金額を表示します。
国民年金（基礎年金）			
⑨	加給年金額 または加算額	子の加給年金額情報	子の加算額が支給されている場合に加算額を表示します。

	年金決定通知書・ 支給額変更通知 書の項目	データ項目	説明
⑩	支給停止額	年金支給停止額情報	支給停止される金額を表示します。 データ項目に年金支給停止額情報（国民年金）と 年金支給停止額情報（付加年金）の両方が表示さ れている場合は合算した金額となります。
⑪	年金額	年金支給額情報	年金の基本額に振替加算等の加算を加え、支給停 止額を差し引いた国民年金（基礎年金）の金額を 表示します。 データ項目に年金支給額情報（国民年金）と年金 支給額情報（付加年金）の両方が表示されている 場合は合算した金額となります。
決定・変更			
⑫	決定・変更年月	年金支給開始年月日	決定・変更年月は、年金額の決定・改定事由の発 生した日の属する月の翌月※であり、決定・改定後 の年金額で支払が開始される年月を表示します。 決定・変更年月は、データ項目の年金支給開始年 月日の属する月となります。 ※毎年度の賃金・物価変動率等による年金額の改 定ルールに基づく年金額改定の場合（年金支給 額決定変更理由コードA：F2、年金支給額決定 変更理由コードB：00 の場合）は、決定・変更 年月は年金額の改定事由の発生した日の属する 月となります。
⑬	決定・変更理由	年金支給額決定変更理 由コードA 年金支給額決定変更理 由コードB	決定・変更理由は、年金支給額決定変更理由コー ドAと年金支給額決定変更理由コードBを組み合 わせて判定します。 ※年金支給額決定変更理由コードの読み方は、変 更理由コード一覧表（別添5）を参照してくだ さい。

第3 年金額改定通知書と同様の内容を知りたい場合

年金額改定通知書は、法律の規定により、賃金・物価変動率等による年金額の改定（条件に該当した場合は改定マクロ経済スライドによる調整が行われる）が行われたときに、改定後の年金額をお知らせするものです。毎年6月上旬に年金受給者へ送付され、後述の「第4 年金振込通知書」と一体型のハガキで送付されることが多くなっています。

〈年金額改定通知書〉

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書									
この通知書は、年金額を証明する書類です。大切に保管してください。									
① 年金の種類	老齢基礎・老齢厚生 年金								
② 基礎年金番号	1234-567890								
年金コード	1150								
国民年金 (基礎年金)	<table border="1"> <tr> <td>基本額</td> <td>799,300 円</td> </tr> <tr> <td>振替加算額</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>支給停止額 ③</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>年金額 ④</td> <td>799,300 円</td> </tr> </table>	基本額	799,300 円	振替加算額	0 円	支給停止額 ③	0 円	年金額 ④	799,300 円
基本額	799,300 円								
振替加算額	0 円								
支給停止額 ③	0 円								
年金額 ④	799,300 円								
厚生年金保険	<table border="1"> <tr> <td>基本額 ⑤</td> <td>1,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>加給年金額 ⑥</td> <td>224,300 円</td> </tr> <tr> <td>支給停止額 ⑦</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>年金額 ⑧</td> <td>1,174,300 円</td> </tr> </table>	基本額 ⑤	1,000,000 円	加給年金額 ⑥	224,300 円	支給停止額 ⑦	50,000 円	年金額 ⑧	1,174,300 円
基本額 ⑤	1,000,000 円								
加給年金額 ⑥	224,300 円								
支給停止額 ⑦	50,000 円								
年金額 ⑧	1,174,300 円								
合計年金額 (年額)	⑧ 1,973,600 円								
平成 年 月 日									
厚生労働大臣 印影									
(この通知書は、年金額を証明するものですので大切に保管してください。)									

〈情報照会結果のイメージ〉

年金給付情報	
年金の種類(年金コード)	1150
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
年金決定年月日	2017-05-15
受給権発生年月日	2017-04-05
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
年金決定年月日	2017-05-15
受給権発生年月日	2017-04-05
年金支給停止理由コード(その1)	01
年金支給停止開始年月(その1)	201705
直近年金支給額変更理由コードA	F2
直近年金支給額変更理由コードB	00
初回年金支払年月日	2017-06-15
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-04-01
年金支給額決定変更理由コードA	F2
年金支給額決定変更理由コードB	00
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給額情報(国民年金)	779300
年金支給停止額情報(付加年金)	0
年金支給額情報(付加年金)	20000
子の加給年金額情報(厚生年金)	0
配偶者加給年金額情報(厚生年金)	224300
年金支給停止額情報(厚生年金)	50000
年金支給額情報(厚生年金)	1174300
年金支払情報	
年金支払年月日	2018-06-15
年金支払額情報	281233
所得税額情報	6700
介護保険料額情報	12000
国民健康保険料額情報	16000
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税情報	0

	年金額改定通知書の項目	データ項目	説明
①	年金の種類	年金の種類（年金コード）	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、年金コード一覧表（別添1）を参照してください。
②	基礎年金番号 年金コード	基礎年金番号 年金の種類（年金コード）	対象者の基礎年金番号及び年金コードを表示します。

	年金額改定通知書の項目	データ項目	説明
国民年金（基礎年金）			
③	支給停止額	年金支給停止額情報	支給停止される金額を表示します。 データ項目に年金支給停止額情報（国民年金）と年金支給停止額情報（付加年金）の両方が表示されている場合は合算した金額となります。
④	年金額	年金支給額情報	年金の基本額に振替加算等の加算を加え、支給停止額を差し引いた国民年金（基礎年金）の金額を表示します。 データ項目に年金支給額情報（国民年金）と年金支給額情報（付加年金）の両方が表示されている場合は合算した金額となります。
厚生年金			
⑤	加給年金額	配偶者加給金額情報 子の加給金額情報	配偶者加給金及び子の加給年金額を表示します。 データ項目に配偶者加給金額情報と子の加給金額情報の両方が表示されている場合は合算した金額となります。
⑥	支給停止額	年金支給停止額情報	支給停止される金額を表示します。
⑦	年金額	年金支給額情報	年金の基本額に加給金等の加算を加え、支給停止額を差し引いた厚生年金の年金額を表示します。
合計			
⑧	合計年金額	—	厚生年金と国民年金（基礎年金）の年金額の合計を表示します。 データ項目の年金額（厚生年金）と年金額（国民年金（基礎年金））を合計することで確認することができます。

第4 年金振込通知書と同様の内容を知りたい場合

年金振込通知書は、金融機関等への口座振込で年金を受け取られている方に対して、機構から年金受給者に毎年6月に6月から翌年4月まで毎回（2か月に1回）支払う年金額をお知らせするものです。また、年金支払額や受取金融機関に変更があった場合には、その都度お知らせしています。

なお、年金振込通知書は振込予定の金額を年金受給者へ通知するものであることに対し、情報照会による照会結果は振込実績を表示するものであることから、年金振込通知書送付後に年金額の変更があった場合は、内容が一致しない場合があります（変更後に受給者へ再度年金振込通知書が送付されます。）。

〈年金振込通知書〉

年金振込通知書				
(振込予定日) 年 月 日				
◎年金の制度・種類		① 老齢基礎・老齢厚生 年金		
◎年金証書の基礎年金番号・年金コード		② 1234-567890・1150		
◎受給権者氏名 年金 太郎				
◎振込先				
◎各支払期の支払額、年金から控除される額 ※1および控除後振込額				
	平成30年6月から平成30年12月の各期支払額	平成31年2月の支払額	平成31年4月の支払額	
年金支払額 ※2	③ 328,933 円	328,935 円	328,933 円	
介護保険料額	④ 12,000 円	12,000 円	12,000 円	
健康保険料(税)額又は後期高齢者医療保険料額	⑤ 16,000 円	16,000 円	16,000 円	
所得税額および復興特別所得税額	⑥ 6,700 円	6,700 円	6,700 円	
個人住民税額	⑦ 13,000 円	13,000 円	13,000 円	
控除後振込額	⑧ 281,233 円	281,235 円	281,233 円	

※1 右面の「年金から特別徴収する保険料等」をご覧ください。
 ※2 「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている方は、遅延特別加算金を加算しています。

厚生労働省
 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

印影

〈情報照会結果のイメージ〉

年金給付情報	
年金の種類(年金コード)	1150
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
年金決定年月日	2017-05-15
受給権発生年月日	2017-04-05
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
年金決定年月日	2017-05-15
受給権発生年月日	2017-04-05
年金支給停止理由コード(その1)	01
年金支給停止開始年月(その1)	201705
決定後年金支払額(厚生年金)	174300
年金支払情報	
年金支払年月日	2018-12-15
年金支払額情報	281233
所得税額情報	6700
介護保険料額情報	12000
国民健康保険料額情報	16000
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税額情報	13000
年金支払情報	
年金支払年月日	2018-10-15
年金支払額情報	281233
所得税額情報	6700
介護保険料額情報	12000
国民健康保険料額情報	16000
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税額情報	13000
年金支払情報	
年金支払年月日	2018-08-15
年金支払額情報	281233
所得税額情報	6700
介護保険料額情報	12000
国民健康保険料額情報	16000
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税額情報	13000
年金支払情報	
年金支払年月日	2018-06-15
年金支払額情報	281233
所得税額情報	6700
介護保険料額情報	12000
国民健康保険料額情報	16000
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税額情報	13000
年金振込予定年月日情報	
年金振込予定年月日	2019-02-15
年金振込予定年月日情報	
年金振込予定年月日	2019-04-15

	年金振込通知書の項目	データ項目	説明
①	年金の制度・種類	年金の種類（年金コード）	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、年金コード一覧表（別添1）を参照してください。
②	基礎年金番号・年金コード	基礎年金番号 年金の種類（年金コード）	対象者の基礎年金番号及び年金コードを表示します。
③	年金支払額	－	税金等の控除を行う前の年金支払額になります。 照会結果には表示されないため、各種控除額と控除後振込額を足した金額となります。 ④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧
④	介護保険料額	介護保険料額情報	その支払期において特別徴収された介護保険料額を表示します。
⑤	国民健康保険料（税）額又は後期高齢者医療保険料額	国民健康保険料額情報 又は後期高齢者医療保険料額情報	その支払期において特別徴収された国民健康保険料（税）額又は後期高齢者医療保険料額を表示します。
⑥	所得税額および復興特別所得税額	所得税額情報	その支払期において特別徴収された所得税額及び復興特別所得税額を表示します。
⑦	個人住民税額	住民税額情報	その支払期において特別徴収された住民税額を表示します。
⑧	控除後振込額	年金支払額情報	特別徴収税額を差し引いて、実際に受給者へ支払った年金額を表示します。

第4節 日本年金機構へ公用照会を行った際の回答様式に記載された内容と同様の内容を確認したい場合

機構から情報提供を行う各種データ項目においては、官公署等から機構への公用照会に対して、機構が回答している内容についても、照会結果から確認することができます。この節では、情報照会の照会結果から内容を読み取ることができるよう、現在機構への公用照会が行われているもののうち、代表的なものの様式例と情報照会結果のイメージを照らし合わせて説明します。

官公署宛

日本年金機構

公用照会に対する回答書

****	****	****
****	****	****
****	****	****
****	****	****
****	****	****
****	****	****

〈情報照会結果のイメージ〉

年金の種類(年金コード)	****
年金基本情報	
受給年金制度情報	****
年金決定年月日	*****
受給権発生年月日	*****
年金基本情報	
受給年金制度情報	****
年金決定年月日	*****
受給権発生年月日	*****
直近年金支給額変更理由コードA	**
直近年金支給額変更理由コードB	**
初回年金支払年月日	*****
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	*****
年金支給額決定変更理由コードA	**
年金支給額決定変更理由コードB	**
年金支給停止額情報(国民年金)	*
年金支給額情報(国民年金)	*****
年金支給停止額情報(付加年金)	*****
年金支給額情報(付加年金)	*****
子の加給年金額情報(厚生年金)	*****
配偶者加給年金額情報(厚生年金)	*****
年金支給停止額情報(厚生年金)	*****
年金支給額情報(厚生年金)	*****
時効特例支払情報	
時効特例給付支払年月日	*****
時効特例給付支払額情報(国民年金)	*****
時効特例給付支払額情報(付加年金)	*****
時効特例給付支払額情報(厚生年金)	*****
年金支払情報	
年金支払年月日	*****
年金支払額情報	*****
所得税額情報	*****
介護保険料額情報	*****
国民健康保険料額情報	*****
後期高齢者医療保険料額情報	*****
住民税額情報	*****

第1 生活保護法関係の場合

生活保護の決定等に当たり、各福祉事務所等からの照会に対して、年金収入額等の回答を行っているものです。

平成 年 月 日

福祉事務所長 様

日本年金機構●●●●●●●●長
(公印省略)

生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)

平成 年 月 日付 号で照会のありました件について、下記のとおり回答します。

記

1 照会対象者
カナ氏名 年金 太郎
生年月日 昭和21年4月6日

2 回答事項
年金受給の有無 有・無
【年金受給有の場合、以下のアからキに関する事項】
ア 年金の種類 ① 老齢基礎年金・老齢厚生年金・遺族基礎年金・遺族厚生年金・
(一時金を除く) 障害基礎年金・障害厚生年金・その他()
イ 裁定年月日 ② 平成29年 5月 15日
ウ 受給権発生年月日 ③ 平成23年 4月 5日
エ 年金額

年金の種類	改定年月	年金支給額	支給停止額
① 老齢基礎年金・ 老齢厚生年金	④ 平成30年4月	⑤ 1,973,600	⑥ 50,000

支給停止額がある場合停止事由 ⑧

オ 直近の支給状況(口座振込額=年金額-所得税額-介護保険料額-国保・後期保険料額-住民税額)

支払年月日	⑧ 老齢基礎年金	⑧ 老齢厚生年金	⑨ 所得税	⑩ 介護保険料	⑪ 国保・後期	⑫ 住民税
平成30年 10月15日	133,216	195,717	6,700	12,000	16,000	13,000

カ 生活保護支給期間中に時効特例給付がある場合、支給年月日及び支給額
支給年月日⑬平成29年 6月 15日 支給額⑭ 2,000,000 円
遅延特別加算金支給年月日 年 月 日 支給額 円
キ 対象者が死亡している場合、未支給年金受給の有無・支給額・支給年月日・未支給年金受給者・死亡者との続柄
受給の有無⑮有・無 支給額⑮ 140,616 円 受給者カナ氏名⑯ ねん じり ⑰ 続柄 子
支給年月日⑱平成31年 1月 15日
【年金受給無の場合、以下のクからコに関する事項】
ク 基礎年金番号に収録されている国民年金・厚生年金保険被保険者加入記録
ケ 基礎年金番号に収録されている国民年金保険料納付状況(納付対象年月・納付年月日)
コ 一時金等に関する事項
【共通事項】
サ 厚生年金基金加入期間を有する場合、当該基金番号
【個別照会事項】

年金給付情報

年金の種類(年金コード) 1150

年金基本情報

受給年金制度情報 国民年金

年金決定年月日 2017-05-15

受給権発生年月日 2011-04-05

年金基本情報

受給年金制度情報 厚生年金

年金決定年月日 2017-05-15

受給権発生年月日 2011-04-05

直近年金支給額変更理由コードA F2

直近年金支給額変更理由コードB 00

初回年金支払年月日 2017-06-15

年金基本額情報

年金支給開始年月日 2018-04-01

年金支給額決定変更理由コードA F2

年金支給額決定変更理由コードB 00

年金支給停止額情報(国民年金) 0

年金支給額情報(国民年金) 779300

年金支給停止額情報(付加年金) 0

年金支給額情報(付加年金) 20000

子の加給年金額情報(厚生年金) 0

配偶者加給年金額情報(厚生年金) 224300

年金支給停止額情報(厚生年金) 50000

年金支給額情報(厚生年金) 1174300

時効特例支払情報

時効特例給付支払年月日 2017-06-15

時効特例給付支払額情報(国民年金) 780000

時効特例給付支払額情報(付加年金) 20000

時効特例給付支払額情報(厚生年金) 1200000

年金支払情報

年金支払年月日 2018-06-15

年金支払額情報 281233

所得税額情報 6700

介護保険料額情報 12000

国民健康保険料額情報 16000

後期高齢者医療保険料額情報 0

住民税額情報 13000

年金支払情報

年金支払年月日 2018-08-15

住民税額情報 13000

年金支払情報

年金支払年月日 2018-10-15

年金支払額情報 281233

所得税額情報 6700

介護保険料額情報 12000

国民健康保険料額情報 16000

後期高齢者医療保険料額情報 0

住民税額情報 13000

未支給年金支払情報

未支給年金支払年月日 2019-01-15

未支給年金支払理由コード 45

未支給年金支払者氏名情報 ねん じり

未支給年金支払者続柄コード 3

未支給年金支払額情報 140616

	回答書の項目	データ項目	説明
①	年金の種類	年金の種類 (年金コード)	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、年金コード一覧表 (別添1) を参照してください。
②	裁定年月日	年金決定年月日	機構において年金の裁定 (決定) を行った年月日を表示します。

	回答書の項目	データ項目	説明
③	受給権発生年月日	受給権発生年月日	年金の受給権が発生した年月日を表示します。
④	改定年月	年金支給開始年月日	改定年月は、年金額の決定・改定事由の発生した日の属する月の翌月※であり、決定・改定後の年金額で支払が開始される年月を表示します。改定年月は、データ項目の年金支給開始年月日の属する月となります。 ※毎年度のマクロ経済スライド等による年金額の改定ルールに基づく年金額改定の場合（年金支給額決定変更理由コードA：F2、年金支給額決定変更理由コードB：00の場合）は、改定年月は原則4月となります。
⑤	年金支給額	年金支給額情報	年金の基本額に加給金や振替加算等の加算を加え、支給停止額を差し引いた金額を表示します。データ項目に年金支給額情報（国民年金）、年金支給額情報（付加年金）及び年金支給額情報（厚生年金）等、複数表示されている場合は合算した金額となります。
⑥	支給停止額	年金支給停止額情報	支給停止される金額を表示します。データ項目に年金支給停止額情報（国民年金）、年金支給停止額情報（付加年金）及び年金支給停止額情報（厚生年金）等、複数表示されている場合は合算した金額となります。
⑦	支払年月日	年金支払年月日	その支払期において年金の支払が行われた年月日を表示します。
⑧	() 基礎年金 () 厚生年金	—	照会結果では表示されませんが、データ項目の「年金支払額情報」と⑨～⑫の各種控除額を足すことで、基礎年金と厚生年金の合算の金額を確認することができます。
⑨	所得税	所得税額情報	その支払期において特別徴収された所得税額及び復興特別所得税額を表示します。
⑩	介護保険料額	介護保険料額情報	その支払期において特別徴収された介護保険料額を表示します。
⑪	国保・後期	国民健康保険料額情報 又は後期高齢者医療保険料額情報	その支払期において特別徴収された国民健康保険料（税）額又は後期高齢者医療保険料額を表示します。
⑫	住民税	住民税額情報	その支払期において特別徴収された住民税額を表示します。

	回答書の項目	データ項目	説明
⑬	時効特例給付 支給年月日	時効特例給付支払年月 日	時効特例給付の支払があった場合にその年月日を表示します。
⑭	時効特例給付 支給額	時効特例給付支払額情報	時効特例給付により支払われた金額を表示します。 データ項目に時効特例給付支払額情報（国民年金）、時効特例給付支払額情報（付加年金）及び時効特例給付支払額情報（厚生年金）等、複数表示されている場合は合算した金額となります。
⑮	未支給年金 支給額	未支給年金支払額情報	照会した対象者が死亡したことに伴い、未支給年金の支払いがある場合にその金額を表示します。
⑯	未支給年金 受給者カナ氏名	未支給年金支払者氏名 情報	未支給年金の支払いを行った同一生計の遺族の氏名（カナ）を表示します。
⑰	未支給年金 受給者続柄	未支給年金支払者続柄 コード	受給者と未支給年金の支払いを行った同一生計の遺族との続柄コードを表示します。 「0」：本人「1」：夫「2」：妻 「3」：子「4」：孫「5」：父母、祖父母 「6」：兄弟姉妹「7」：その他 「8」：曾孫、曾祖父母、甥姪 「9」：三親等以内の親族（続柄「8」以外）
⑱	未支給年金 支給年月日	未支給年金支払年月日	未支給年金の支払いを行った年月日を表示します。

第2 精神保健福祉法関係の場合

障害基礎年金又は障害厚生年金が支給されている者より市区町村等に対して精神障害者保健福祉手帳の交付申請があった場合に、障害年金の受給状況等の照会に対して、回答を行っているものです。

別添様式
平成〇年〇月〇日

日本年金機構 御中

〇〇センター〇〇長
(公印省略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付にあたり、下記のとおり照会しますので、ご回答願います。

※ 以下に該当しない場合は、括弧内に具体的な傷病名までご回答ください。
 ① 「傷病コード06(精神障害)」と「診断書コード7(精神障害)」又は「診断書コード1(永久固定)」との組み合わせ
 ② 「傷病コード07(脳血管疾患)」、「傷病コード14(その他の外傷)」又は「傷病コード19(中枢神経の疾患)」と「診断書コード7(精神障害)」との組み合わせ

照会・回答票

順番	年金証書の記号番号	フリガナ氏名 生年月日	住所	照会事項	回答
1	1234-567890 ・1350	タケノ 太郎 昭和25年4月1日		障害の等級 傷病・診断書コード 受給状況	2 級 06・7 () 受給中・停止中
2				障害の等級 傷病・診断書コード 受給状況	級 ・ () 受給中・停止中
3				障害の等級 傷病・診断書コード 受給状況	級 ・ () 受給中・停止中
4				障害の等級 傷病・診断書コード 受給状況	級 ・ () 受給中・停止中
5				障害の等級 傷病・診断書コード 受給状況	級 ・ () 受給中・停止中
6				障害の等級 傷病・診断書コード 受給状況	級 ・ () 受給中・停止中
7				障害の等級 傷病・診断書コード 受給状況	級 ・ () 受給中・停止中
8				障害の等級 傷病・診断書コード 受給状況	級 ・ () 受給中・停止中
9				障害の等級 傷病・診断書コード 受給状況	級 ・ () 受給中・停止中
10				障害の等級 傷病・診断書コード 受給状況	級 ・ () 受給中・停止中

上記のとおり回答します。

平成〇年〇月〇日
日本年金機構 中央年金センター長
(公印省略)

年金給付情報

年金の種類(年金コード)	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
年金決定年月日	2016-03-15
受給権発生日	2016-01-01
年金支給停止理由コード	11
年金支給停止開始年月	201610
年金支給停止終了年月	201703
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
年金決定年月日	2016-03-15
受給権発生日	2016-01-01
年金支給停止理由コード	11
年金支給停止開始年月	201610
年金支給停止終了年月	201703
有期固定年数	3
認定年	2016
障害初診年月日	2014-07-01
障害等級コード	2
障害年金決定原因コード	16
障害傷病名コード(その1)	06
障害診断書コード(その1)	7
第3者行為コード	0
業務上・外コード	0
直近年金支給額変更理由コードA	F2
直近年金支給額変更理由コードB	00
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-04-01
年金支給額決定変更理由コードA	F2
年金支給額決定変更理由コードB	00
子の加給年金額情報(国民年金)	0
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給額情報(国民年金)	974125
配偶者加給年金額情報(厚生年金)	224300
年金支給停止額情報(厚生年金)	0
年金支給額情報(厚生年金)	1224300
年金支払情報	
年金支払年月日	2018-12-15
年金支払額情報	366404
介護保険料額情報	0
国民健康保険料額情報	0
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税情報	0
年金振込予定年月日情報	
年金振込予定年月日	2019-02-15
年金振込予定年月日情報	
年金振込予定年月日	2019-04-15

	回答書の項目	データ項目	説明
①	障害の等級	障害等級コード	障害等級コードから各年金法に定める障害年金の等級を表示します。
②	傷病コード	障害傷病名コード	当該障害年金を、どのような傷病で認定が行われたかについてコード値で表示します。 ※コード値の詳細については、障害傷病名コード一覧表(別添6)を参照してください。

	回答書の項目	データ項目	説明
③	診断書コード	障害診断書コード	障害の現状に関する届出等をする場合の診断書の提出の要否及びその種類を数字で表示します。 ※コード値の詳細については、障害診断書コード一覧表（別添7）を参照してください。
④	受給情報	年金支給停止開始年月 年金支給停止終了年月	障害年金の受給状況及び停止状況を表示します。 障害年金の停止がある場合、その期間をデータ項目の年金支給停止開始年月及び年金支給停止終了年月において確認することができます。

第3 児童扶養手当法関係の場合

児童扶養手当の支給申請があった場合等において、市町村等からの年金受給状況についての照会に対し、回答を行っているものです。

(別紙) (表 面)

公的年金受給状況調査書(児童扶養手当用)

【市町村担当者記入欄】

右の者に係る下記事項について証明をお願いします。

平成 年 月 日

住所

氏名

□本人が公的年金を受給
基礎年金番号(10桁) _____

□児童が公的年金を受給
児童氏名 _____
基礎年金番号(10桁) _____

□児童が障害基礎年金の子の加算対象
障害基礎年金受給者氏名 _____
基礎年金番号(10桁) _____
児童氏名 _____

【機械記入欄】

①氏名	年金 太郎	②基礎年金番号・年金コード	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1 1 5 0
③受給の有無	⑤・無	④受給無の場合	
⑥公的年金の種類	① 老齢基礎・老齢厚生年金	⑦受給権発生日	② 昭和 平成 29 年 4 月
⑧証明日現在の年金額(年額)	③ 1,953,600 円	⑨上記の対象期間	④ 平成 30 年 4 月 ~
⑩付加年金(加入記録の有無及び額)	⑥・無	⑪付加年金額(年額)	⑤ 20,000 円
⑫支給停止の状況(有無及びその内容)	⑦ ⑤・無	⑬(内容)	⑧ 失業給付受給による支給停止

①氏名	年金 四郎	②基礎年金番号・年金コード	4 3 2 1 - 0 9 8 7 6 5 - 1 4 5 0
③受給の有無	⑤・無	④受給無の場合	
⑥公的年金の種類	① 遺族基礎・遺族厚生年金	⑦受給権発生日	② 昭和 平成 29 年 4 月
⑧証明日現在の年金額(年額)	③ 1,003,600 円	⑨上記の対象期間	④ 平成 30 年 4 月 ~
⑩支給停止の状況(有無及びその内容)	⑦ 有 ⑤	⑬(内容)	⑧

障害基礎年金受給者(児童の父又は母)について

①氏名	年金 太郎	②基礎年金番号・年金コード	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0 - 1 1 5 0
③受給の有無	⑤・無	④受給無の場合	
⑥受給権発生日	② 昭和 平成 30 年 1 月		
⑦支給停止の状況(有無及びその内容)	⑧ 有 ⑤	⑬(内容)	⑨

子の加算対象となっている児童について

①子加算対象児童氏名(1)	年金 四郎	②子加算対象児童氏名(2)		③子加算対象児童氏名(3)	
④子加算の有無	⑥ ⑤・無	⑤子加算の有無	有・無	⑥子加算の有無	有・無
⑦子加算受給無の場合		⑧子加算の受給無の場合		⑨子加算の受給無の場合	
⑩子加算の対象となった月	③ 平成 30 年 2 月	⑪子加算の対象となった月	昭和・平成 年 月	⑫子加算の対象となった月	昭和・平成 年 月
⑬証明日現在の子加算額(年額)	④ 224,300 円	⑭証明日現在の子加算額(年額)	円	⑮証明日現在の子加算額(年額)	円
⑯上記の対象期間	⑥ 30 年 2 月 ~	⑰上記の対象期間	年 月 ~	⑱上記の対象期間	年 月 ~

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日 日本年金機構中央年金センター長 (公印省略)

備考

新法老齢基礎年金・老齢厚生年金情報
(特別支給の老齢厚生年金・特別老齢年金含む)

年金の種類(年金コード)	1150
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生日	2017-04-15
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード(その1)	0
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
受給権発生日	2017-04-15
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード(その1)	31
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-05-01
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給額情報(国民年金)	779300
年金支給停止額情報(付加年金)	0
年金支給額情報(付加年金)	20000
子の加給年金額情報(厚生年金)	224300
年金支給停止額情報(厚生年金)	50000
年金支給額情報(厚生年金)	1174300
子の加給年金額情報(特別支給厚生年金)	0
年金支給停止額情報(特別支給厚生年金)	0
年金支給額情報(特別支給厚生年金)	0
未支給年金支払情報	
未支給年金支払年月日	-
未支給年金支払理由コード	-
未支給年金支払者氏名情報	-
未支給年金支払者続柄コード	-

新法遺族基礎年金・遺族厚生年金情報

年金の種類(年金コード)	1450
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生日	2017-04-15
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード(その1)	0
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
受給権発生日	2017-04-15
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード(その1)	0
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-05-01
子の加給年金額情報(国民年金)	224000
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給額情報(国民年金)	1003600
年金支給停止額情報(厚生年金)	0
年金支給額情報(厚生年金)	1224300

新法障害基礎年金情報

年金の種類(年金コード)	5350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生日	2017-04-15
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード(その1)	0
障害等級コード	2
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-05-01
子の加給年金額情報	224300
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	1003600

年金資格記録情報

厚生年金基金加入月数情報	150
厚生年金基金納付月数情報	150
年金加入月数合計情報	400
年金納付月数等合計情報	400

	回答書の項目	データ項目	説明
①	公的年金の種類	年金の種類（年金コード）	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、年金コード一覧表（別添1）を参照してください。
②	受給権発生年月	受給権発生年月日	年金の受給権が発生した年月日を表示します。受給権発生年月は、受給権発生年月日の属する月となります。
③	証明日現在の年金額（年額） ※付加年金を除いた額	年金支給額情報 ※年金支給額情報（付加年金）を除く	年金の基本額に加給金や振替加算等の加算を加え、支給停止額を差し引いた金額を表示します。 データ項目に年金支給額情報（国民年金）及び年金支給額情報（厚生年金）等、複数表示されている場合は合算した金額となります。
④	③の対象期間	年金支給開始年月日	対象期間は、年金額の決定・改定事由の発生した日の属する月の翌月からの期間であり、決定・改定後の年金額で支払が開始される期間を表示します。対象期間の開始月は、データ項目の年金支給開始年月日の属する月となります。
⑤	付加年金（加入の有無及び額）	年金支給額情報（付加年金）	付加年金の加入の有無と受給がある場合は、その金額を表示します。 年金支給額情報（付加年金）では、付加年金額に支給停止額を差し引いた金額を表示します。付加年金の加入の有無は、照会結果に年金支給額情報（付加年金）が表示されるかどうかで判断することとなります。
⑥	厚生年金基金の加入記録 ※平成31年6月より提供可能。	厚生年金基金加入月数情報	厚生年金基金の加入記録の有無を表示します。照会結果に厚生年金基金の期間がある場合は、厚生年金基金加入月数情報に加入月数を内数として表示します。そのため、加入月数が計上されているかどうかにより、厚生年金基金の加入の有無を判断します。
⑦	支給停止の状況（有無及びその内容） ※停止理由コードは平成31年6月より提供可能。	年金支給停止開始年月 年金支給停止終了年月 年金支給停止理由コード	年金が支給停止の有無とその事由を表示します。 データ項目からは年金が支給停止されている期間及び事由コードを確認することができます。 ※コード値の詳細については、停止理由コード一覧表（別添2）を参照してください。
⑧	子加算の有無 証明日現在の子加算額（年額）	子の加給年金情報（国民年金）	障害基礎年金受給者に、子の加給金の支払がある場合に加算額を表示します。そのため、表示の有無により子加算の有無を判断します。

	回答書の項目	データ項目	説明
⑨	子加算の対象となった月	年金支給開始年月日	子の加算が行われるようになった年月を表示します。 データ項目の年金支給開始年月日は、年金額の決定・改定事由の発生した日の属する月の翌月※の1日を表示します。そのため、子加算の対象となった月は、子の加給金年金額情報に加給金が表示され始めた年金支給開始年月日を探す必要があり、その年金支給開始年月日の属する月からとなります。
⑩	子の加算情報の対象期間	年金支給開始年月日	子の加算情報の対象期間は、子の加算を受給する事由が発生した日の属する月の翌月からの期間を表示します。子の加算情報の対象期間の開始月は、年金支給開始年月日の属する月となります。

労働者災害補償保険法及び健康保険法に基づく給付の決定に当たり、関係機関からの年金受給状況の照会に対し、回答を行っているものです。

	回答書の項目	データ項目	説明
①	年金種別	年金の種類（年金コード）	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、年金コード一覧表（別添1）を参照してください。
②	裁定年月日	年金決定年月日	機構において年金の決定（裁定）を行った年月日を表示します。

	回答書の項目	データ項目	説明
③	受給権発生年月日	受給権発生年月日	年金の受給権が発生した年月日を表示します。
④	支給開始年月	—	年金の支給が開始された年月は、受給権発生年月日の翌月となります。
⑤	障害年金受給の場合、初診日	障害初診年月日	障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診察を受けた日を表示します。
⑥	障害年金受給の場合、傷病コード	障害傷病名コード	当該障害年金を、どのような傷病で認定が行われたかについてコード値で表示します。 ※コード値の詳細については、障害傷病名コード一覧表（別添6）を参照してください。
⑦	障害年金受給の場合、診断書コード	障害診断書コード	障害の現状に関する届出等をする場合の診断書の提出の要否及びその種類を数字で表示します。 ※コード値の詳細については、障害診断書コード一覧表（別添7）を参照してください。
⑧	改定年月	年金支給開始年月日	改定年月は、年金額の決定・改定事由の発生した日の属する月の翌月※であり、決定・改定後の年金額で支払が開始される年月を表示します。改定年月は、データ項目の年金支給開始年月日の属する月となります。 ※毎年度のマクロ経済スライド等による年金額の改定ルールに基づく年金額改定の場合（年金支給額決定変更理由コードA：F2、年金支給額決定変更理由コードB：00の場合）は、改定年月は原則4月となります。
⑨	支給額（年額）	年金支給額情報	年金の基本額に加給金や振替加算等の加算を加え、支給停止額を差し引いた金額を表示します。 データ項目に年金支給額情報（国民年金）、年金支給額情報（付加年金）及び年金支給額情報（厚生年金）等、複数表示されている場合は合算した金額となります。
⑩	停止額（年額）	年金支給停止額情報	支給停止される金額を表示します。 データ項目に年金支給停止額情報（国民年金）、年金支給停止額情報（付加年金）及び年金支給停止額情報（厚生年金）等、複数表示されている場合は合算した金額となります。
⑪	改定・停止事由	年金支給額決定変更理由コードA 年金支給額決定変更理由コードB	決定・変更理由は、年金支給額決定変更理由コードAと年金支給額決定変更理由コードBを組み合わせ判定します。

	回答書の項目	データ項目	説明
		由コードB	※年金支給額決定変更理由コードの読み方は、変更理由コード一覧表（別添5）を参照してください。

参考 共済組合等が情報提供者となる年金関係情報のデータ

第1節 共済組合等が情報提供者となる場合

平成27年10月1日に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号、以下「被用者年金一元化法」という。）が施行され、これまで厚生年金と共済年金に分かれていた被用者の年金制度が厚生年金に統一されました。ただし、平成27年10月以降の統一後の厚生年金の記録管理、決定・支払等は、これまでどおり、日本年金機構または各共済組合等が「実施機関」としてそれぞれ行っており、それぞれの実施機関において情報を保有しています。

また、各共済組合等からは、統一前の共済年金制度による各種共済年金を引き続き支給しており、これらの共済年金に係る年金関係情報も、それぞれの共済組合等において情報を保有しています。

参考：被用者年金一元化と実施機関の関係

一元化法施行前の期間	一元化法施行後の 厚生年金被保険者の種別	実 施 機 関
厚生年金保険の被保険者	第1号厚生年金被保険者	厚生労働大臣（日本年金機構）
国家公務員共済組合の組合員	第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
地方公務員等共済組合の組合員	第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
私立学校教職員共済制度の加入者	第4号厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団

制度的な説明は第2節で行いますが、以下、年金関係情報を照会する際の留意点等について説明します。

第1 年金関係情報の情報提供者に係る留意点

年金関係情報については、機構以外に、共済組合等が情報提供者となる年金関係情報があり、これらの年金関係情報についての取扱い方法等については、

- ・ 「国家公務員共済組合連合会が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項」（以下「国共済留意事項」という。）
 - ・ 「地方公務員共済組合が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項」（以下「地共済留意事項」という。）
 - ・ 「日本私立学校振興・共済事業団が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項」（以下「私学共済留意事項」という。）
- により示されています。

情報照会を行う事務手続の中には、同一内容の事務について、機構のみではなく、共済組合等に対しても情報照会を行う事務手続があります。例えば、収入要件を確認する事務手続では、複数の公的年金の受給額情報についてそれぞれの機関に情報照会を行い、実際に支給されている年金支給額の総額を把握する必要があり、そのような事務手続が代表例です。

このような事務手続において、網羅的に情報を確認しようとする場合（機構や共済組合等の何処かの実施機関から年金を受給しているか又は受給していないか、網羅的に照会する場合）には、機構を含め、以下の9つの実施機関の全てに対して情報照会を行うことが必要になります。特に、地方公務員共済組合については、6つの実施機関が各々データ管理を行っていることに留意が必要です。

機関コード	年金実施機関名称
0710470000001700	日本年金機構
0510180000001700	国家公務員共済組合連合会
0210480000001700	地方職員共済組合
0210480000101700	地方職員共済組合団体共済部
0210480000201700	公立学校共済組合
0210480000301700	警察共済組合
0210480000401700	東京都職員共済組合
0210480000501700	全国市町村職員共済組合連合会
0610070000001700	日本私立学校振興・共済事業団

※ 地方公務員共済組合連合会は地方公務員共済組合の集約機関として位置づけられています。

第2 複数の実施機関から年金関係情報を提供する場合

- ・ 国民年金（基礎年金）に係る情報については、機構で資格記録情報・給付情報が管理されており、共済組合等では管理していません。したがって、共済組合等が支給している厚生年金や共済年金（2階部分）と合わせて支給されている国民年金（基礎年金）（1階部分）の支給を確認する必要がある場合は、必ず機構と共済組合等の両方に情報照会を行う必要があります。
- ・ 被保険者や年金受給権者について、過去に転職等により、民間企業において厚生年金に加入した期間と公務員等として共済組合等に参加した期間の複数がある場合、資格記録情報も年金給付情報も機構と共済組合等のそれぞれの実施機関で管理しています。
- ・ 厚生年金について、機構及び共済組合等との間で、同一の時期に重ねて厚生年金に加入することはできないこととなっています。複数の機関で厚生年金に加入していた場合、それぞれの機関からそれぞれの期間に係る厚生年金が支給されます。例えば、民間企業に勤務後に私立大学の職員となり、その後国家公務員となった者については、機構、日本私立学校振興・共済事業団及び国家公務員共済組合連合会からそれぞれ老齢厚生年金が支給されるため、3つの実施機関に対して情報照会を行う必要があります。

- 国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の期間については通算関係があり、期間を通算するための原票移管制度が存在します。（私学共済の期間とは通算関係は存在しません。）

例えば、地方公務員である者が国家公務員となった場合、地方公務員の期間が国家公務員の期間と通算され、両方の期間の年金の支払いを国家公務員共済組合連合会が行うこととなります。そのため、原則として、年金情報の情報照会先は国家公務員共済組合連合会のみとなります。ただし、過去に地方公務員共済組合で年金を決定し、年金の支払を受けていた受給権者が国家公務員となった場合は、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合連合会それぞれが支払った記録を管理しているため、年金支払情報の情報照会先は地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会となります。

反対に、国家公務員が退職後に地方公務員となった場合、年金の支払いは地方公務員共済組合から行われることとなり、原則として、年金情報の情報照会先は地方公務員共済組合のみとなります。（過去に国家公務員共済組合連合会で年金を決定し、支払を受けていた受給権者が地方公務員となった場合は、国家公務員共済組合連合会と地方公務員共済組合それぞれが支払った記録を管理しているため、年金支払情報の情報照会先は地方公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会となります。）

- 地方公務員共済組合には6つの共済組合がありますが、転職等により複数の共済組合の加入履歴がある場合には、原則として、最後に所属した共済組合から年金が支給されることとなります。（地共済留意事項P1～2 参照）